

令和6年12月2日から現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

(発行済の健康保険証は、資格喪失しない限り、経過措置として令和7年12月1日まで使用できます)

令和6年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に事業主の皆様へお送りし、従業員の皆様へ渡されるものは以下のとおりです。

1. 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。

各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。

【医療機関等受診時の使い方】

オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。
(資格情報のお知らせのみでは受診できません)

【入手方法】

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。
紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。

資格情報のお知らせ	
記号	12345678
番号	1234567
枝番	00
氏名	むかし 知
協会	太郎
生年月日	平成元年10月1日
資格取得年月日	令和2年1月1日
保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部

資格情報のお知らせ (紙製)

2. 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に発行します。

マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。

【医療機関等受診時の使い方】

医療機関等へ提示

【入手方法】

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にチェックをされた方に発行します。チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30~50日後に発行します。

【有効期限】

最大5年間



資格確認書 (プラスチック製)

3. 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

☎ 0120-95-0178

平日9:30~20:00 土日・祝日9:30~17:30

※年末年始を除く

*マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォン
の紛失・盗難に関することは24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

8:30~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関すること



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ